

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	集団健康教育			事業コード	1608
所属コード	市保健所	課等名	健康推進課	係名	成人保健担当
課長名	津志田 和彦	担当者名	中村 麻美	内線番号	6221
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード	1
	基本事業	健康の保持増進	コード	1
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 2 目 成人保健事業 (003-01)			
特記事項	「総合計画主要事業」「新市建設計画事業」			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰越 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度		開始年度	老人保健法： 昭和 57 年度， 健康増進法： 平成 15 年度 ～
根拠法令等	健康増進法			

(2) 事務事業の概要

生活習慣病予防や介護予防，その他健康に関する事項について，正しい知識の普及を図るとともに，適切な指導や支援を行うことにより“自分の健康は自分で守る”という認識と自覚を高め，壮年期からの健康の保持増進に資する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 57 年「老人保健法」。生活習慣病の予防その他健康に関する事項について，正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め，健康の保持増進に資することを目的として平成 20 年には「健康増進法」に位置づけられた。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

健康の増進を図るための措置を講じ，保持の向上を図ることを目的とした「健康増進法」が施行され，生涯にわたり健康の増進に努めることをひとりひとりの責務とし。健康増進事業実施者は，健康増進のための事業を積極的に推進するよう定められている。健康寿命の延伸や早世の減少・介護予防のためには，生活習慣病の予防対策は不可欠であり，今後さらに重要とされる事業である。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- ・おおむね 40 歳以上の市民

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 見込み
A おおむね 40 歳以上の市民	人	162,560	164,463	164,463	166,659	166,659
B						
C						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

保健師・栄養士・歯科衛生士・作業療法士・健康運動指導士等が、市保健所や各地区公民館等を会場に、講話や調理実習・運動実技等を取り入れ、集団を対象に実施する健康教育。

◆内容 : 壮年期を対象に、主に「生活習慣病やメタボリックシンドローム」・「骨粗鬆症」・「歯周疾患」等の病態や予防に関する講話・運動の実技・調理実習等を実施。高齢者を対象には、「認知症や介護予防」等に関する講和や運動実技を実施。

また、18年度からは「食育」推進の主管課となり、市の関係課とも連携している。市内6地区を対象に行ったウォーキング教室では、各地区で歩いたコースのマップを作成した。

◆手順 : 市広報や地区回覧等による周知、参加は公募による。また、各地区の保健推進員や食生活改善推進員とも協働で、地区住民への周知や教室の運営・啓蒙などを行っている。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 目標値
A 健康教育実施回数	回	282	263	400	232	400
B 健康教育参加者数	人	6,735	5,878	3,120	4,647	3,000
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

参加者が病態の正しい知識を得ることにより、氾濫する健康情報の中から自分にとって必要な情報を選択できること。さらに、「自分の健康は自分で守る」という意識が高まり、生活習慣病予防の具体的な取り組みを生活の中に取り入れて実践できること。また、関係団体や関係機関が一丸となって健康づくりを支援する「パートナー」としての意識の高揚を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 生活習慣改善の方法が理解できた人の割合	■上げる □下げる □維持	%	76	70	80	100	80
B もりおか健康 21 プランの周知の割合	■上げる □下げる □維持	%	65	65	100	—	100
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	425	0	0	0
	②県	千円	425	1,109	881	836
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	853	583	554	552
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	1,703	1,692	1,435	1,388
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	9,693	6,585	6,500	5,918
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	38,772	26,340	26,000	23,672
計	トータルコスト A+B	千円	40,475	28,032	27,435	25,060
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

疾病の発症を予防し健康づくりを支援する活動は、健康の保持増進に結びつく。

② 市の関与の妥当性

法定事務であるため妥当である。

③ 対象の妥当性

法廷事務であるため妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法令に基づき実施の事業であり、廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

市民の健康づくりの意識を高め、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むためには、具体的行動計画である「もりおか健康21プラン」の普及啓発を推進していくことが妥当である。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

参加者が健康に関する知識等を公平に得ることが出来るため、公平である。

また、調理実習に係る材料費の受益者負担は、条例等の制定が必要である。

(4) 効率性評価

事業推進のために、健康相談等と同時開催等の工夫を行い最低限必要な経費であり、これ以上の削減は難しい。

4 事務事業の改革案（Plan）

(1) 改革改善の方向性

平成20年度の医療制度改革により健診や事後指導が医療保険者に義務化された。ハイリスクへのアプローチは特定保健指導等の充実が図られるが、集団健康教育ではポピュレーションに対する予防を重視した働きかけが幅広い対象に対して求められる事から、健康づくりサポーターと連携した役割が求められる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

生活習慣病予防の対象としたい世代が就労している働き盛りの年代であることから、事業の実施を休日にも計画する。また、ポピュレーションアプローチの面からは、介護予防や生活習慣病予防としたものに加えて重点事業であるがんや歯科分野をテーマにした健康教育の実施を継続するために、幼児健診など様々な機会を利用して実施していくことが必要。対象者が増加した場合のマンパワーの不足に対しては、行政だけでなく、関係機関との連携を図る必要がある。関係機関との連携を密にし「健康づくりサポーター」としての意識の向上が重要になる。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

生活習慣病予防や介護予防、その他健康づくりに関する知識の普及は、市民の健康意識を高め、QOLの向上につながる。集団健康教育は、地域での開催を積極的に行なって、参加者の拡大に努める必要があり、これまでの実績をベースに今後とも、楽しく、参加しやすい環境づくりを進めたい。「もりおか健康21プラン」を推進する主要事業である。

○方向付けの理由と改革改善の内容

健康づくりに関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことに

より壮年期からの健康の保持増進に資する本件事業は継続する必要がある。